

農家民宿の設置に係る事前確認の取扱いについて

岡山県農林水産部農村振興課
(平成18年10月24日施行)
(令和8年4月10日最終改正)

1 趣旨

農林漁業者又は農林漁業者以外の者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業（以下「農家民宿業」という。）を営む施設（以下「農家民宿」という。）を設置する場合、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件を適用しないなどの特例措置を受けようとする施設について、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することの事前確認を次のとおり定めるものである。

2 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条に定める内容とする。

3 事前確認申請書の提出

農家民宿についての旅館業法（昭和23年法律第138号）等の特例措置を受けようとする者は、営業許可を申請する前に、「農家民宿設置に係る事前確認申請書」（別紙様式1）及び「余暇活動に必要な役務の内容」（別紙様式2）を農村振興課長に提出するものとする。

4 事前確認書の交付

農村振興課長は、上記の申請内容を事前確認申請書及び必要に応じて現地確認により審査し、相当と認めた場合は、「農家民宿設置に係る事前確認書」（別紙様式3）を交付するものとする。

なお、事前確認書の交付を受けた者は、当該農家民宿の所在地を管轄する保健所長に、「旅館業営業許可申請書」を提出する際、その写しを添付するものとする。

5 事前確認の取消

農村振興課長は、事前確認の対象となった農家民宿が、当該確認に係る要件を満たさなくなった場合には、これを取り消すことができる。

なお、事前確認を取り消した場合は、当該農家民宿の所在地を管轄する保健所長に、その旨を通知するものとする。

6 特例措置を受けた農家民宿業営業者の義務

(1) 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（以下「保険契約等」という。）を締結すること。ただし、保険契約

等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。

(2) 宿泊者数及び提供した役務内容を記載した整理簿（別紙様式4）を年度終了後、翌年度の4月末日までに農村振興課長に提出すること。

7 指導

農村振興課長は、農家民宿の営業が安全かつ適正に行われるよう、生活衛生課長と連携し、適宜、指導を行うものとする。

農家民宿設置に係る事前確認申請書

令和 年 月 日

岡山県農林水産部農村振興課長 殿

申請者 氏名(法人にあっては、
名称及び代表者氏名) _____
住 所 _____
電話番号 () - _____

旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第2条及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件などの特例措置を受けたいので、下記施設について、役務の内容が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条に該当することを確認願います。

1 施設の概要

宿泊施設	施設名称	
	所有者	
	所在地	
	客室面積等	面積 m ²
	居宅の有無	有 ・ 無

2 農家民宿業を営む主体(該当箇所に○)

農業者 ・ 林業者 ・ 漁業者 ・ その他 ()

3 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の概要

役務の内容	提供する役務の内容にチェックを入れ、具体的な内容を別紙様式2に記入してください。 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験の指導 <input type="checkbox"/> 農林水産物の加工又は調理の体験の指導 <input type="checkbox"/> 地域の農林水産業又は農山漁村の生活・文化に関する知識の付与 <input type="checkbox"/> 農用地・森林・漁場等の案内 <input type="checkbox"/> 農作業体験施設等や農山漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 <input type="checkbox"/> 以上の役務の提供のあつせん	
	所有者	
余暇活動場所	所在地	
	種別・面積	

※ 複数ある場合は別紙記入のこと。

4 添付書類

- ① 余暇活動に必要な役務の内容(別紙様式2)
- ② 宿泊施設と役務を提供する場所の位置図・写真

余暇活動に必要な役務の内容

体験メニューの参考

滞在型余暇活動に必要な役務		具体例
農村	1.農作業の体験の指導 2.農産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 4.農用地その他の農業資源の案内 5.農作業体験施設等を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	田植えや稲刈り等米の栽培作業、野菜・果物の栽培作業や収穫作業 等 もちつき、そば打ち、漬物作り、こんにゃく作り 等 地域の伝統行事、雪かき、かかし作り 等 農業用ため池への案内 等 郷土料理教室等の利用 等 地域の協力してくれる農家への紹介
山村	1.森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 2.林産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 4.森林の案内 5.山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	下草刈り、枝打ち、山菜採り、椎茸作り 等 干し椎茸作り、山菜料理作り 等 炭焼き、木工細工、つる細工のクラフト作り 等 森林散策、里山案内 等
漁村	1.漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 2.水産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 4.漁場の案内 5.漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	地引網、編の管理作業 等 魚のさばき方、干物作り 等 浜釣り 等

資料：農林水産省「グリーン・ツーリズム 農林漁家民宿開業・運営の手引き」（平成28年3月）P.24により作成

NO.	体験メニュー	体験場所（施設名）	体験料金・時間・人数	体験期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※複数枚にわたる場合には、適宜コピーの上、記載すること。

(別紙様式3)

農 振 第 号
令和 年 月 日

氏 名： _____ 殿
住 所： _____

岡山県農林水産部農村振興課長

農家民宿設置に係る事前確認書

令和 年 月 日付けで提出のあった「農家民宿設置に係る事前確認申請書」について審査したところ、役務の内容が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条に該当することを確認しました。

なお、本確認書は、旅館業等の営業許可を約束するものではありません。許可を受けるために必要な施設基準等は、各種手続の相談窓口によく御確認ください。

記

項 目	内 容	
確認した施設の概要	施設名称	
	所有者	
	所在地	
	客室面積等	面積 m ²
	居宅の有無	
	農林漁業者の種別	
確認した役務の内容		

【特例措置を受けた農家民宿業営業者の義務】

- 1 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（以下「保険契約等」という）を締結すること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。
- 2 宿泊者数及び提供した役務内容を記載した整理簿（別紙様式4）を年度終了後、翌年度の4月末日までに農村振興課長に提出すること。

（参 考）

農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供しなくなった場合は、当該農家民宿の所在地を所管する保健所長に、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条に基づき、旅館業（変更・停止・廃止）届出書の提出が必要です。

(別紙様式4)

宿泊者数及び提供した役務の内容整理簿

宿泊施設名 _____
運営事業者名 _____
宿泊施設の所在地 _____

エリア _____
市町村 _____

1. 総宿泊者数

宿泊者数（宿泊した場合でも、1泊のみカウント） 例) 1人が2泊した場合→「1」とカウントしてください。 (ただし、連泊でなく、1人が1泊を2回した場合は「2」とカウントしてください。)		人
うち訪日外国人宿泊者数		人
延べ宿泊者数（連泊した場合、宿泊日数分カウント） 例) 1人が2泊した場合→「2」とカウントしてください。		人
うち訪日外国人延べ宿泊者数		人

・延べ人数及び実人数の片方のみ把握している場合は、片方のみ記入してください。

2. 1のうち農林漁業体験者数

総宿泊者のうち、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務（農林漁業体験）を提供した宿泊者について、以下の内容を記入してください。

NO.	令和 年度		宿泊者数 (子ども：18歳未満)				うち訪日外国人宿泊者数 (子ども：18歳未満)				国名	役務の内容 (農林漁業体験の内容)	農業体験 (稲作)	農業体験 (野菜)	農業体験 (果物)	畜産体験	漁業体験	自然体験	動物ふれ あい体験	生活・文 化体験	アート・ 工作体験	料理体験	その他	
	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども														人
1	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
2	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
3	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
4	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
5	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
6	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
7	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
8	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
9	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
10	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
11	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
12	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
13	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
14	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
15	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
16	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
17	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
18	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
19	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
20	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人													
計			大人	0	人	子ども	0	人	大人	0	人	子ども	0	人	←黄色セルは自動算出されます。									
			大人+子ども				0				0				0									

・連泊の場合は、日付の右欄に泊数を記入してください。

・「役務の内容」欄には、提供した農林漁業体験の内容を記入してください。

・必要に応じ、行数を増やして使用してください。

・1の総宿泊者数並びに2のうち訪日外国人旅行者の国名及び人数については任意記入ですが、今後の県事業の推進のための基礎資料とさせていただきますので、できる限り記入に御協力をお願いいたします。